

平成 28 年 7 月 12 日

各 位

役職員の社内処分について

弊社は、平成 28 年 7 月 7 日付けの「弊社および弊社従業員らに対する不起訴処分について」でお知らせしたとおり、去る 6 月 17 日、弊社および弊社従業員らが「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の違反容疑で送検され、7 月 6 日に、東京地方検察庁より、いずれも不起訴処分とされましたことを踏まえ、昨日 7 月 11 日付けで、役職員の社内処分について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【社内処分の内容】

役 職	処 分 内 容
代表取締役社長	報酬月額を 20%減額 (1 ヶ月)
専務取締役 (管理本部長)	報酬月額を 10%減額 (1 ヶ月)
専務取締役 (営業本部長)	報酬月額を 10%減額 (1 ヶ月)
常務取締役 (営業副本部長)	報酬月額を 10%減額 (1 ヶ月)
取締役 (コンプライアンス・特命事項担当)	報酬月額を 10%減額 (1 ヶ月)
取締役 (開発部長)	報酬月額を 10%減額 (1 ヶ月)

なお、関係する一般社員の処分については、弊社の社内規定に則り実施いたします。

このような事態を招いてしまいましたことで、日頃から弊社をご利用いただいておりますお客様や弊社の株主様、お取引様に多大なるご迷惑、ご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

弊社では、今後、二度とこのような事態が生じないよう、社内管理体制をより一層強化し、社会的信頼の早期の回復に努めてまいります。

以 上

※本件に関するお問合せ先
株式会社ジョイフル本田
広報・I R 部 Tel No.029-828-5323